

漁船登録に関する申請等手数料（改定後。金額は予定）

令和元年10月1日施行予定

手数料名	事 項	手数料の額
	漁船動力別、総トン数区分	(単位：円)
漁船法第10条第1項の規定による漁船の登録申請	無動力船	1隻につき 4,690
	動力船20トン未満	1隻につき 7,030
	動力船20～99トン	1隻につき 7,540
	動力船100トン以上	1隻につき 8,050
漁船法第17条第1項の規定による漁船の変更登録申請	無動力船	1隻につき 2,340
	動力船20トン未満	1隻につき 3,460
	動力船20～99トン	1隻につき 3,770
	動力船100トン以上	1隻につき 4,080
漁船法第12条第3項の規定による漁船の登録票の再交付申請	無動力、動力船全て	1隻につき 2,440
漁船法第13条の規定による漁船及び登録票の検認	無動力、動力船全て	1隻につき 3,670
小型漁船の総トン数の測度に関する政令第1条の規定による小型漁船の総トン数の測度	5～20トン未満(全部測度)	1隻につき 37,740
	〃 (その他測度)	1隻につき 26,520
	3～5トン未満(全部測度)	1隻につき 19,380
	〃 (その他測度)	1隻につき 14,280
	3トン未満(全部及びその他測度)	1隻につき 14,280

※ 1円単位の額は切捨て